

河南町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される飼い主のいない猫を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- （2） 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく地域に住み着いている猫をいう。
- （3） さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先をさくらの花びらの形に切った猫をいう。
- （4） 地域猫活動 ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5） 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- （6） 多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主が無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不能となった現場をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当する団体（その構成員の半数以上が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による河南町の住民基本台帳に記録されているものに限る。）とする。

- （1） 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる団体

- (2) 町内の多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す団体。ただし、多頭飼育者本人及び親族を含む団体は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (5) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは、交付の対象外とする。

- (1) 交付申請書の交付条件に同意できないもの及び誓約書の提出ができないもの。
- (2) 過去に本事業の実施にあたり著しく問題があったもの。
- (3) その他チケットの交付が適当と認められないもの。

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、不妊手術の実施前に、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 団体調書（様式第1号附表）
- (2) 誓約書（様式第2号）

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、基金にチケットの交付の請求を行うものとする。

2 町長は、基金からチケットの交付があったときは、交付された枚数の範囲内で、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さく

らねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書（様式第4号）により通知し、チケットの交付決定を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1） チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。

（2） その他町長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第5号）を提出するとともに、利用しなかったチケットは、速やかに返却するものとする。

（免責）

第9条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月22日から施行する。